

忘れないで!! 児童手当の現況届と 認定請求手続き



現況届受付日程

地区	開催日	時間	場所
駄知	6月14日(月)	9:30~12:00 13:00~16:00	駄知公民館 1階会議室
土岐津・泉	6月15日(火) 6月16日(水) 6月17日(木)	9:30~12:00 13:00~16:30	文化プラザ 1階展示室
下石・妻木	6月18日(金)	9:30~12:00 13:00~16:00	ウエルフェア 土岐・3階 大会議室
鶴里	6月22日(火)	9:30~12:00	鶴里公民館
曾木	6月22日(火)	13:30~16:00	曾木公民館
肥田	6月23日(水)	9:30~12:00 13:00~16:00	肥田公民館 1階会議室

どの会場で手続きをしていただいても結構ですが、いずれの会場も都合が悪い方は、6月24日(木)以降に、いきがい福祉課給付係で手続きをしてください。なお、提出期限は6月30日(水)です。

「現況届」について

児童手当を受けている方は、平成十六年度の「現況届」の受け付けを左表の日程で行いますのでお出かけください。「現況届」の用紙は、六月上旬に各家庭へ送付します。なお、「現況届」を提出されないとい、引き続き支給資格があっても手当が受けられなくなりま

日時・場所
左表をご覧ください。

持ち物

- ▼児童手当現況届
 - ▼印鑑
 - ▼年金加入証明書(厚生年金などの加入者)または年金手帳(国民年金加入者)
 - ▼健康保険証
- ※平成十六年一月一日の住所が土岐市以外の方は、その住所地での平成十六年度児童手当所得証明書が必要です。

「認定請求手続き」について

現在、児童手当を受給していない方が手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。

認定請求手続きをお忘れの方や、前年以前に所得制限などで受給できなかった方でも、受給できる場合がありますので、お問い合わせてください(児童手当は請求した翌月から支給されるため、五月中に認定請求手続きを行うと六月分手当から支給されます)。

支給日

六月・十月・二月の十五日(土・日、祝日の場合はその前日)に前四カ月分を支給

持ち物

- ▼印鑑
- ▼預金通帳(郵便局以外)
- ▼年金手帳
- ▼健康保険証
- ▼児童手当所得証明書(平成十六年一月一日に土岐市に住所がなかった方のみ)

手当の額(月額)

- ▼第一子および二子 五千元
- ▼第三子以降 二万円

詳しくは、いきがい福祉課給付係(内線154)へどうぞ。

平成16年度児童手当 所得制限の限度額表

扶養親族などの数	児童手当		特例給付	
	所得額	給与収入額	所得額	給与収入額
0人	301万円	453万8千円	460万円	652万5千円
1人	339万円	501万3千円	498万円	695万6千円
2人	377万円	548万8千円	536万円	737万8千円
3人	415万円	596万3千円	574万円	780万円
4人	453万円	643万8千円	612万円	822万2千円
5人	491万円	687万8千円	650万円	864万4千円

※注1: 扶養親族などの数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数です。
※注2: 表の「特例給付」の欄は、厚生年金などに加入している方のみ適用されます。